



北海道地方最低賃金審議会の意見に関する公示
北海道労働局一般公示第11号

令和7年10月2日北海道地方最低賃金審議会から北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、北海道の区域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く。）若しくは砂糖・でんぷん糖類製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和7年10月17日までに北海道労働局長あて（札幌市北区北8条西2丁目1番1札幌第一合同庁舎）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年10月2日

北海道労働局長 村松 達也

記

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金の改正決定に係る北海道地方最低賃金審議会の意見の要旨

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く。）、砂糖・でんぷん糖類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く。）又は砂糖・でんぷん糖類製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,113円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日